

□議員名：平原廉清

1 学校のスポーツ部活の指導について

論点	顧問や監督による或いは部員同士の暴力行為やいじめの、過去3年間の実態はどうか。
回答	部活の顧問・監督による暴力行為は、20年度1件である。外部コーチによるもの24年度に1件である。部員同士の暴力行為は、22年度2件、23年度1件である。部員同士のいじめは、22年度1件、23年度2件、24年度3件である。いずれも関係生徒から事情聴取を行い、適切な指導や保護者への説明等が行われた。

論点	学校の部活は教育の観点からみてどのような位置づけであるのか。
回答	学習指導要領の意義や役割を踏まえ、生徒が自主的・自発的に参加しやすい実施形態等に配慮するとともに、活動時間や休日を適切に設定した活動計画の下、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮して実践されるべきものと考えている。

2 著名な一流選手を招致し講演会の開催を提案する。

論点	マラソンの川内選手のようなトップアスリートを招致して児童・生徒や先生、保護者或いは部活の顧問、コーチなどの指導者へ講演を聴かせてはどうか。
回答	市単独で著名な一流選手を招致して講演会を開催したことはないが競技団体や市民団体が著名選手を招致し、スポーツ教室を開いたりその後講演会を開催したりし、市としてもこれに対し支援を行っている。今後も機会があれば支援したい。

論点	顧問や監督などが体罰をするというのは、指導者が一番陥りやすい安易な指導法だからと思う。こういう関係者に聴かせるのが役立つと思うがいかが。
回答	著名な優れた指導者の方に話を聞くのは非常にいいことだと思う。体罰の実態を詳しく見ると、強くなるためにしたということもあるが、守るべきルールや礼儀作法を教えたいとかそういうこともあり、根が深い難しい問題と思う。お互いに指導者の人たちが、話し合い

	ながら、善悪をも一度真剣に考えて欲しいと思っている。
--	----------------------------

### 3 当市合併 10 周年記念事業への提案

論点	ベートーベンの交響曲第 9 番“合唱”の演奏会を企画してはどうか。市民の参加を得て 1 年～1.5 年かけて練習すれば可能であると思う。
回答	来年度から記念事業の準備に取り掛かる必要があるが、市民の意見も取り入れながら市民総ぐるみでお祝いができ喜び合える記念事業となるよう検討を進めたいと考えているが、提案の第九の合唱もその一案として参考としたい。

論点	歌い手は市民の合唱団等から募集し、オーケストラは山口県交響楽団や下関市や宇部市の市民オーケストラがあり、経費的にも多くはかからないと思うが、市長の見解を尋ねる。
回答	2 年先の行事のことについては、今語る資格はないが、県の交響楽団へは文化会館を無料で練習場所に提供しているから、なんとかなると思う。100 人規模の合唱団が編成できるのかどうか分からないが、今総務部長が答えたようにこれから取り組むことになる。

### 4 当市の企業誘致事業について

論点	県は昨年知事が変わったが、企業誘致には、小野田・楠企業団地の共同事業者である県との連携を密にすることが必要だと考えるが、県の企業誘致担当とのコンタクトはどうなっているのか。
回答	県の企業誘致体制は、県企業誘致推進室を中心に、県東京事務所、大阪事務所に設置されている企業誘致センターを核にしている。本市の企業誘致活動は、県との連携協力が不可欠であることから、県企業立地推進室に市職員を派遣し、県との連絡調整を行いながら誘致活動を行っている。

論点	東京ビッグサイトで行われる「企業立地フェア」へは 25 年も参加するのか。2、3 年は続けるべきと思うが。
回答	フェア参加後、新規企業からの具体的な相談等は無かったが、来場された関係機関、ゼネコン等を訪問して情報交換、PR 等を行って

	いるが、25年度の企業立地フェアへの参加の予定はない。今年は市長選挙と絡むことから、その必要性は指摘の通りではあるが、やむを得ない。
--	--

論点	市外から当市へ進出検討先及び既存企業の設備投資に対し、今以上のインセンティブとなるような当市独自のサービスを設ける必要があるのではないか。近隣市と比べ見劣りする。
回答	市内企業が設備の増設をする場合には、指摘される通り雇用の条件がついている。これは企業誘致の目的の一つとして雇用の確保ということがあるからである。東京理科大と企業との意見交換会なども考えているので、そういったことで企業誘致に結び付けたい。

#### 5 厚狭の殿町児童公園のSLの保全について

論点	あのSLは旧国鉄から借用しているのではないか。錆で無残な姿である。
回答	昭和48年殿町児童公園の開設に合わせ、青少年の教育に寄与することを目的としてSL、D51を日本国有鉄道（現在はJR貨物）から無償で借り受けたものである。

論点	保存につき適正に管理する義務があるのではないか。
回答	契約では塗装は必要の都度行うこととなっている。平成9年までは塗装や修繕を行うなど適正に管理をしていたが、10年以降財政事情等により、整備ができず車体の腐食が進行している。整備には多額の経費が見込まれ、直ちに実施することは困難であり、JR貨物への返却も検討し早い時期に結論を出す必要がある。